

建設工事に係る委託業務の「最低制限価格」の見直しについて

建設工事に係る委託業務の「最低制限価格」については、国土交通省における低入札価格調査基準価格の算定式（以下「国の算定式」）に準拠している。

今般、「土木関係コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」の積算体系の見直しに伴い、「国の算定式」が変更されたことから、国に準拠している県の「最低制限価格」の算定式も見直す。

見直し内容

建設工事に係る委託業務（「土木関係コンサルタント業務」・「補償関係コンサルタント業務」）の「最低制限価格」の見直し

※「最低制限価格」とは、この価格を下回ると自動的に失格となる価格で、予定価格が3千万円未満の業務に設定

【現行の算定式】

（業務種別毎に定めた以下の①～④により算出された額の合計金額）× 1.05

業種区分	①	②	③	④
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額



【見直し後の算定式】

（業務種別毎に定めた以下の①～④により算出された額の合計金額）× 1.05

業種区分	①	②	③	④
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

なお、「建築関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」、「地質調査業務」等、今般の国土交通省の積算体系見直しに該当しない業務の算定式については、現行どおりとする。

適用時期

平成23年8月1日以降公告分の建設工事に係る委託業務から適用。

国土交通省の積算体系見直し(H23.4)に該当しない業務

- ・ 土木関係コンサルタント業務（一部）

地すべり調査解析業務、砂防基礎調査業務（県砂防課）

漁港漁場関係設計業務（農林水産省水産庁）

土地改良工事設計業務・治山事業調査等業務（農林水産省）

- ・ 補償関係コンサルタント業務（一部）

工損調査業務、用地精度監理業務

（近畿地区用地対策連絡協議会）

- ・ 建築関係コンサルタント業務（全て）

- ・ 測量業務（全て）

- ・ 地質調査業務（全て）